

令和元年度 社会福祉法人の公益的な取組みに係る実態調査結果報告書

令和2年3月

大阪市社会事業施設協議会 調査研究委員会

(事務局 大阪市社会福祉協議会 地域福祉課)

改正社会福祉法により、社会福祉法人の公益的な取組みが責務となり、従来から進めていた活動が良き後押しとなり、多くの社会福祉施設で実践が進んできています。

この実態調査に先立ち、平成30年3月に公益的な活動推進の手引きとして大阪市社会福祉協議会で「参画と協働の地域福祉ガイドブック」を発行し、大阪市社会事業施設協議会（以下「施設協」という。）の調査研究委員会も積極的に協力し、実践の見える化と併せて今後の推進の道しるべとして活用してきました。

この度の実態調査から次のことが見えてきました。

- 場所の提供、備品の貸出しなど比較的取組みやすいところから実践している法人・施設が多い。
- 研修の講師や地域向け相談会など専門職のスキルを活用した活動が多い。
- 近年、台風や大雨による自然災害が続いており、災害に備えた物品の備蓄や災害協定など、災害をキーワードとする取組みが増えてきている。
- 一方、課題を認識してはいるものの、公益的な取組みが進んでいない法人・施設もある。

今回の結果を踏まえ、多様な活動の継続とともに、裾野を広げ、新たな活動が市内で広がるよう、次の方針のもと新たなステップを踏み出すことを推進していきます。

【方針】

住民や地域の課題に目を向け、すでに持っている法人の強みを活かしながら、地域住民とともに法人・施設で必ず一つは公益的な活動の実践を進めていく。

【施設協としての具体的な支援内容】

研修会や学習会の開催、市民ニーズの把握（アンケートの実施）、施設協のホームページを活用した各法人・施設の公益的な取組みの広報 等

1 実態調査の実施について

- (1) 目的 各法人・各施設が実施している公益的な取組みの実施状況を調査し、現状を把握する。併せて、各法人・各施設が実施している公益的な取組みについて市民の認知度を図るアンケートを実施し、住民ニーズに添った取組みが大阪市全体で展開されることを目指す。

(2) 調査期間 令和元年8月6日から11月22日

(3) 調査方法 加盟6団体加盟各施設に郵送または電子メールにて依頼し、施設協事務局あてFAXまたは電子メールにて回答。

(4) 調査対象・回答状況

	児童	保育	老人	生活保護	地域福祉	障がい	合計
対象者数	28	455	423	20	39	141	1,106
回答率	22	269	183	17	21	64	576
回答率	79%	59%	43%	85%	54%	45%	52%

(5) アンケートの結果について

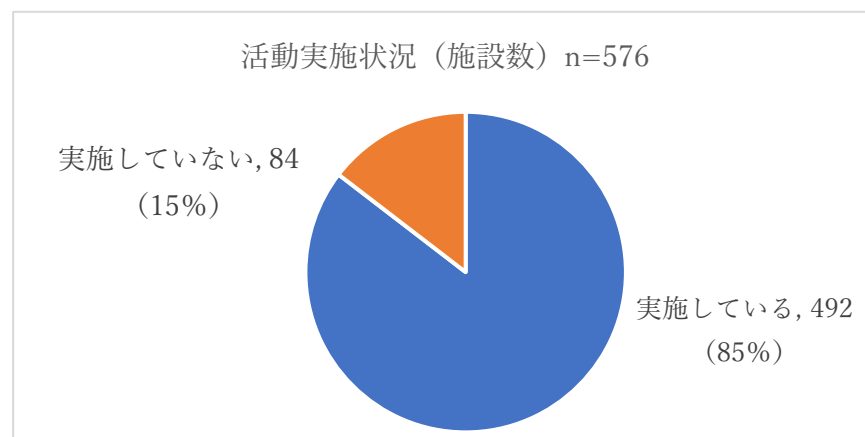
ア 活動に対する法人理事長・施設長の方針や思い

全体として、各法人、施設はそれぞれの強みや資源を活用し、地域で生活する一員として、公益的な取り組みを実施することは一つの使命であり、法人や施設が地域のために実践にうつしていくことは、あたりまえのことであると感じている法人理事長や施設長が多い。

一方、人材不足等の理由により、地域貢献の使命を感じつつも実施に至っていないという回答も複数あった。

イ 現在の活動状況

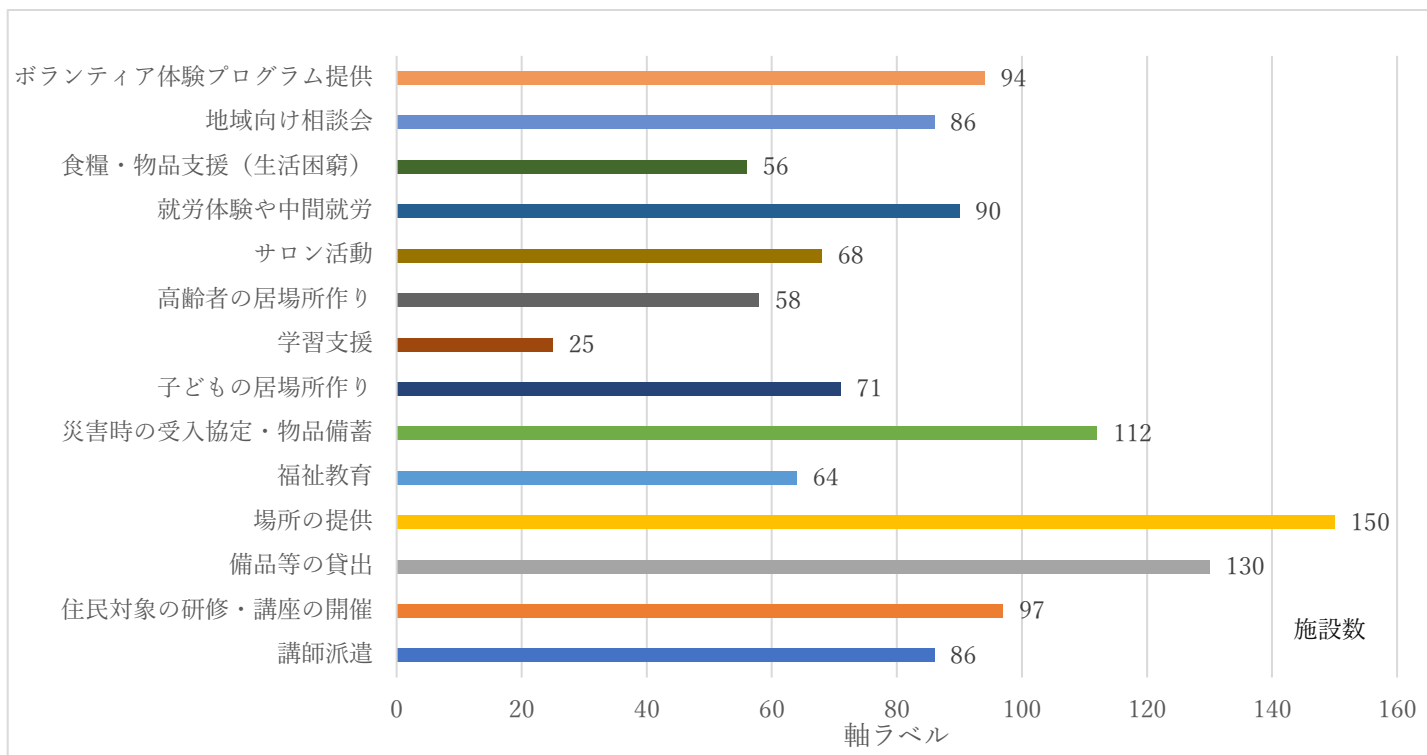
回答のあった576施設のうち、現在公益的な活動に取り組んでいる施設は492施設(85.4%)で、公益的な活動に取り組んでいない施設は84施設(14.6%)であった。



ウ 公益的な取り組みを実施している施設について

・実施している活動の内容

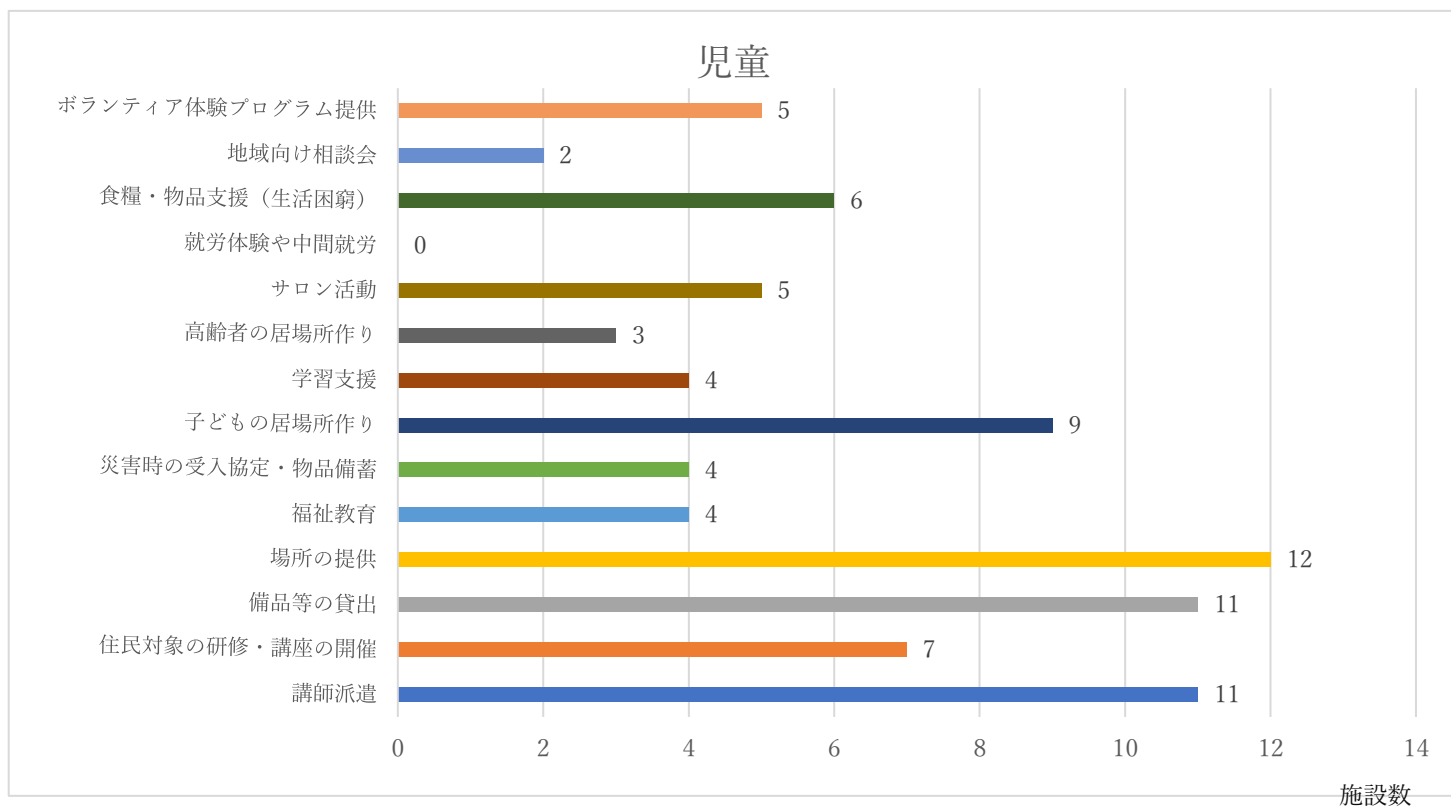
【全体】取り組んでいる活動の中で、最も多い活動は「場所の提供」で150施設、次に多い活動は「備品等の貸出」で130施設、その次に多い活動は「災害時の受け入れ協定・物品備蓄」112施設となっている。



【団体別】各団体の回答について（回答が多かった上位3位）

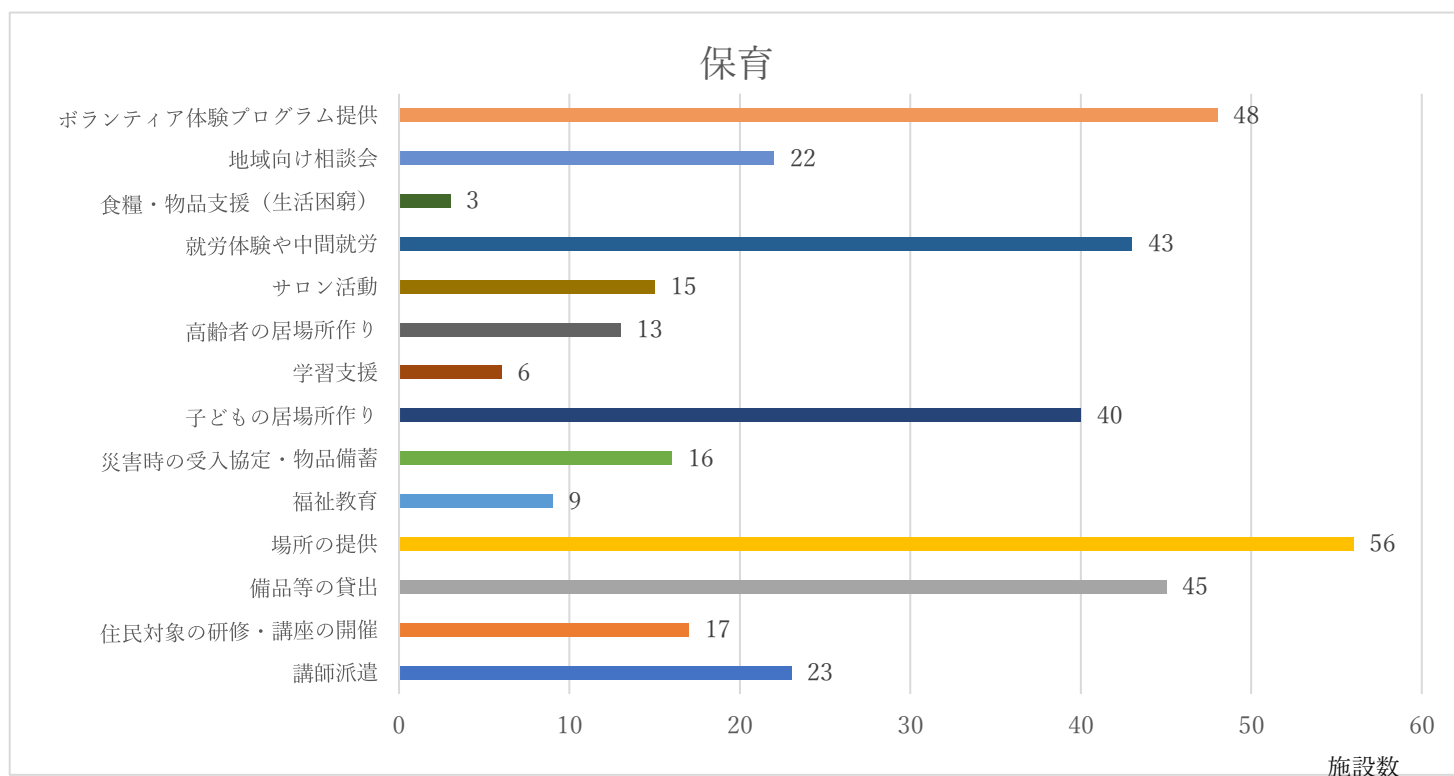
・児童関係

「場所の提供」（12施設）「備品の貸出」（11施設）、「講師派遣」（11施設）



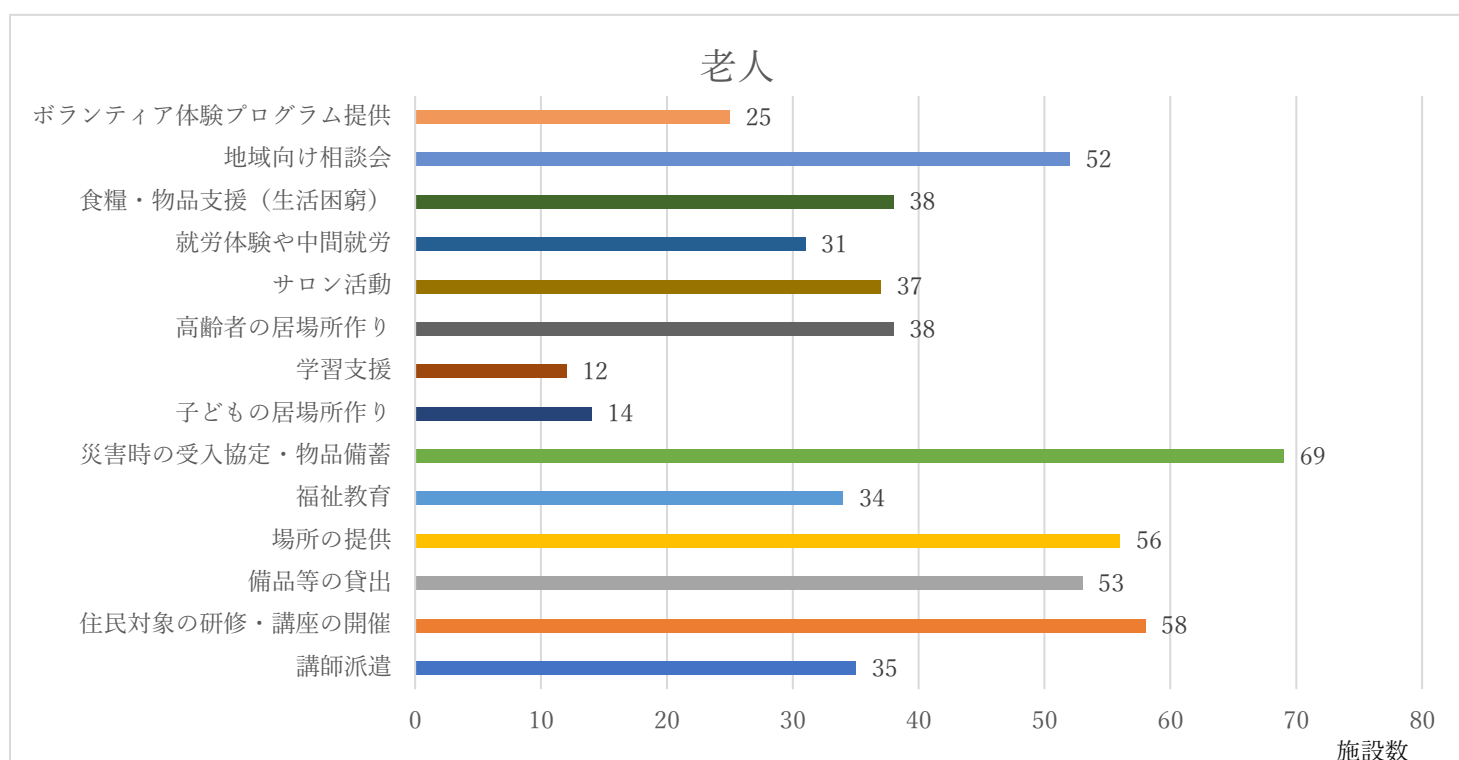
・保育関係

「場所の提供」(56施設)、「ボランティア体験プログラムの提供」(48施設)、「備品の貸出」(45施設)



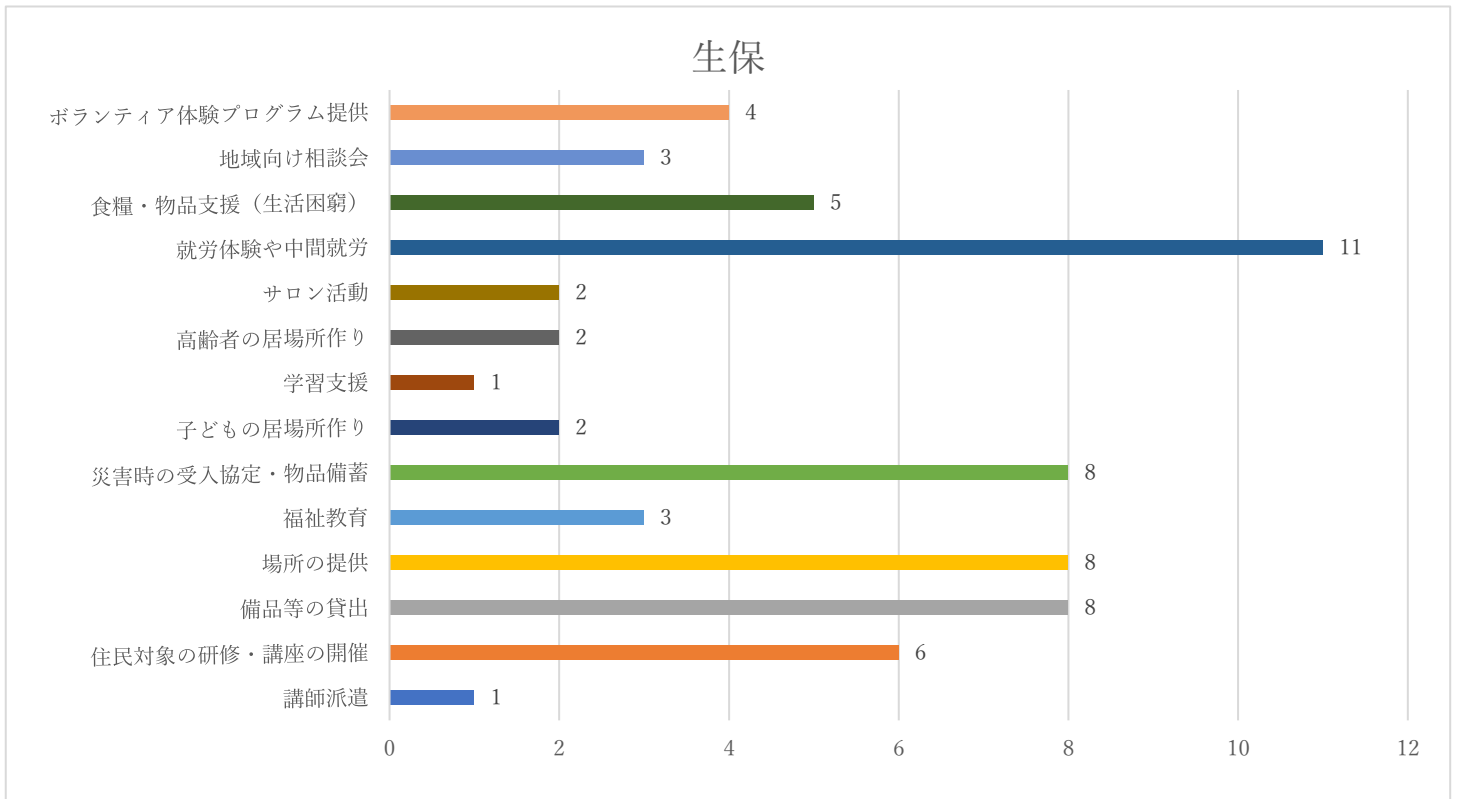
・老人関係

「災害時の受け入れ協定・物品備蓄」(69施設)、「住民対象の研修・講座の開催」(58施設)、「場所の提供」(56施設)



・生活保護関係

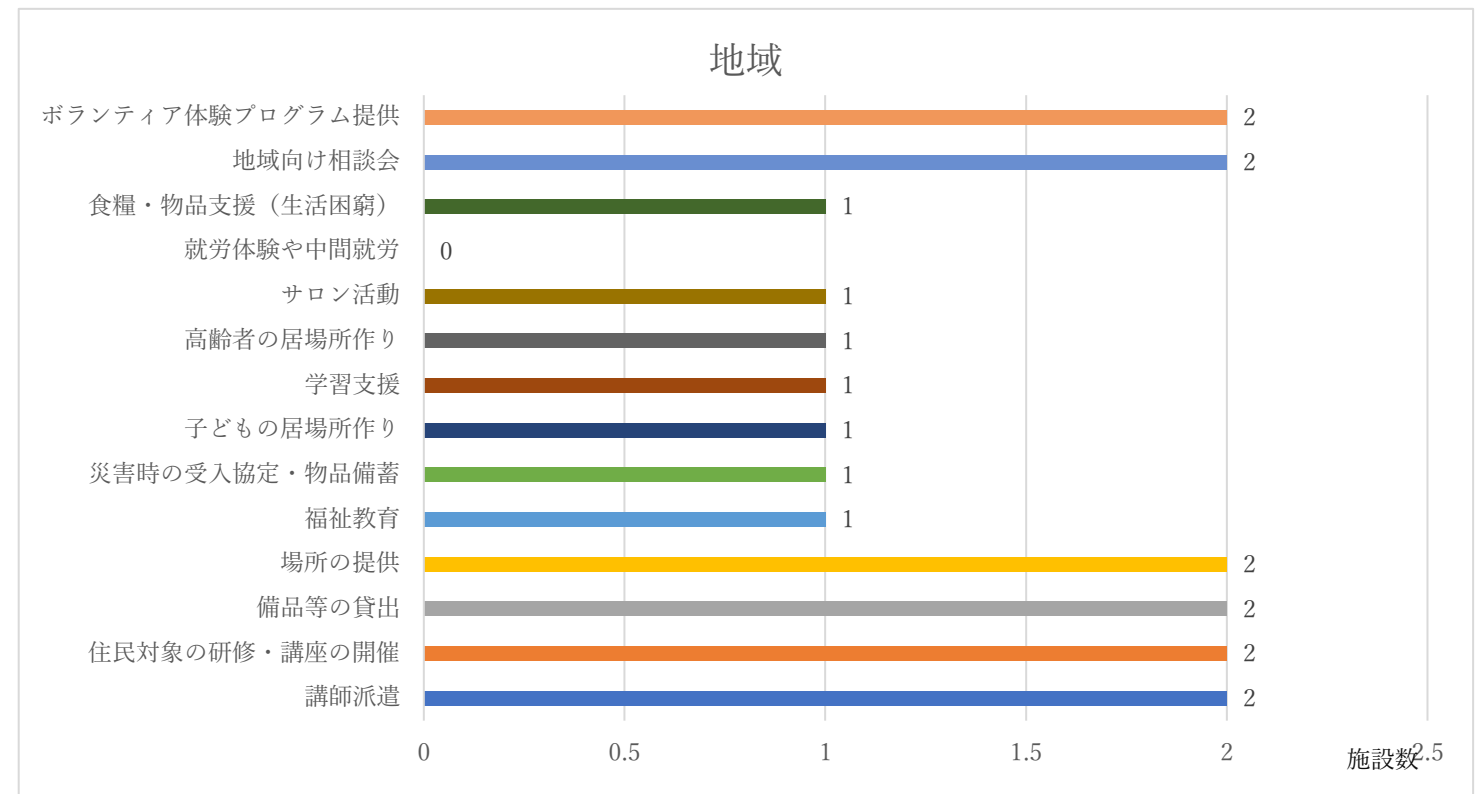
「就労や中間就労支援」（11施設）、「場所の提供」「備品の貸出」「災害時の受け入れ協定・物品備蓄」（各8施設）



・地域福祉関係

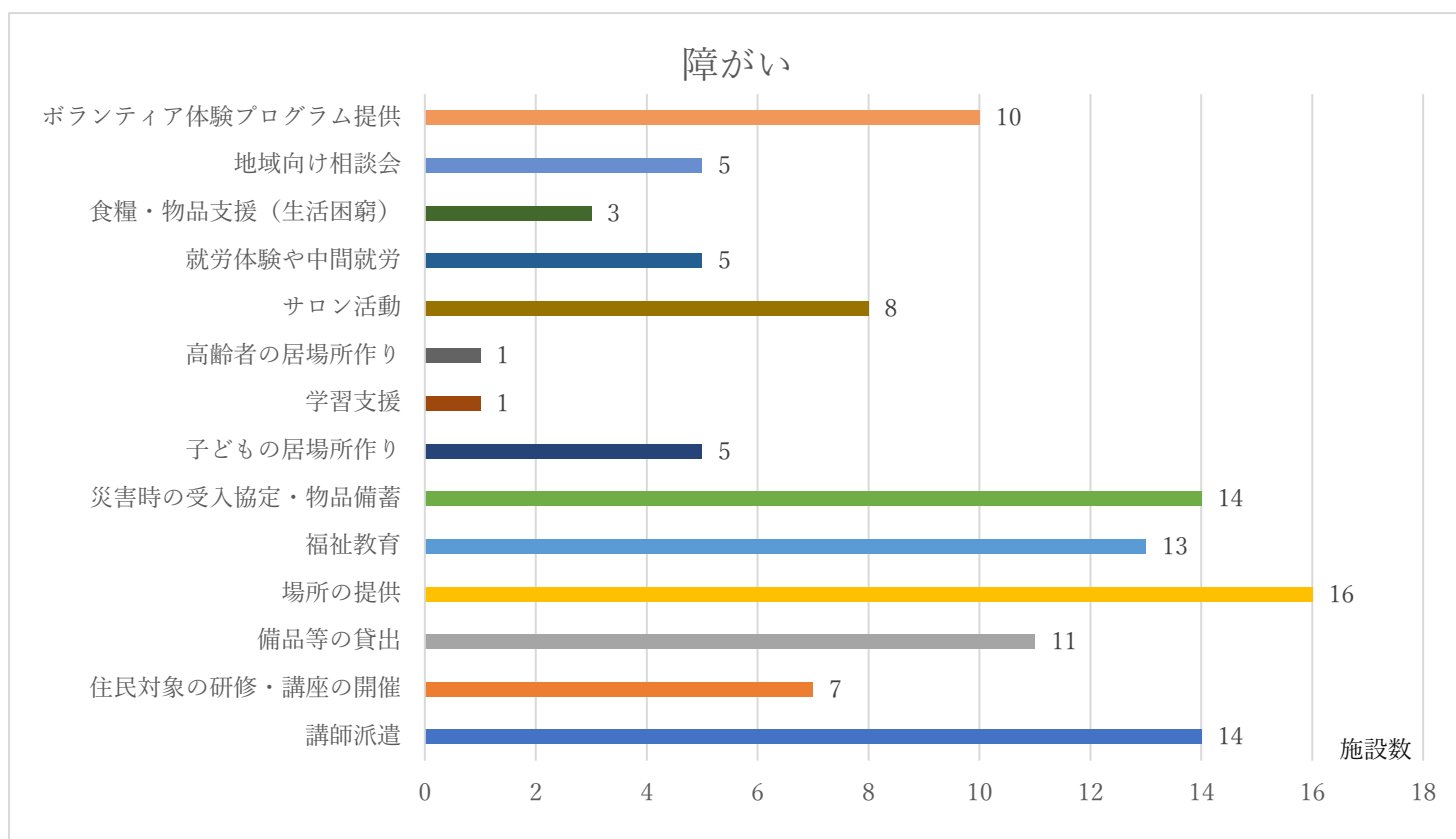
今回の調査結果では19施設でさまざまな取組みがされている。（保育、老人関係施設を含む）

施設数



・障がい関係

「場所の提供」（16施設）、「災害時の受け入れ協定・物品備蓄」（14施設）、「講師派遣」（14施設）となっている。



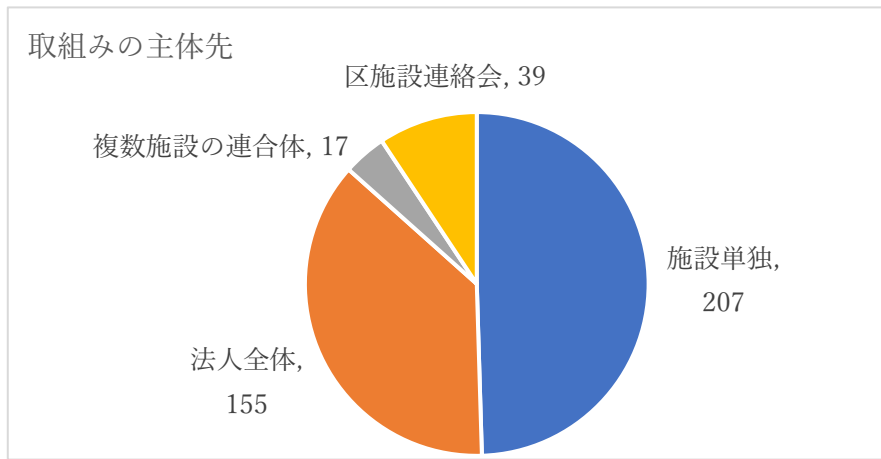
団体別の活動内容の数に注目すると、老人関係が552件（1施設あたりの活動は約3種類）、保育関係が356件（1施設あたりの活動は1.3種類）、障がい関係が113件（1施設あたりの活動は1.7種類）、児童関係が83件（1施設あたりの活動は3.7種類）、生活保護関係が64件（1施設あたりの活動は3.7種類）となっている。

総体的にみると、共通して最も多い活動は「場所の提供」となっている。地域のさまざまな活動への場所提供は、地域にとっては活動場所の確保や身近な福祉の専門職とのつながる場にもなり、また施設側にとっては施設の存在を知ってもらうとともに住民の声を聞ける場としても有効な方法でもある。

今後、地域ニーズに合わせた活動が展開できるよう、常に顔の見える関係づくりを築いていくためにも場所の提供をはじめ、公益的な取組みの意義を改めて考える必要がある。

エ 取組み主体について

施設単独での実施は207施設、法人全体での実施は155法人、複数の連合体での実施は17件、区施設連絡会としての実施が38件であった。全体的にみると、施設単独での実施が約半数を占めていることがわかる。これは、施設単独で実施することは、より地域に密着した取組み、また地域住民のニーズを反映した取組みが推進できていると思われる。



オ 事業の詳細

記載されていた内容で回答数が多い順にあげると、

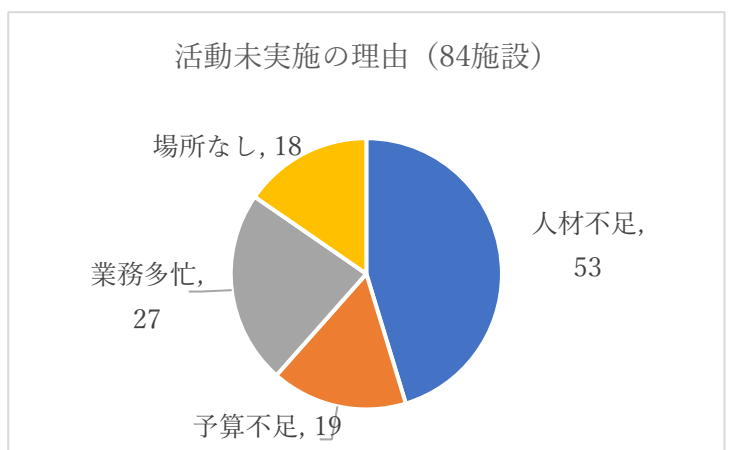
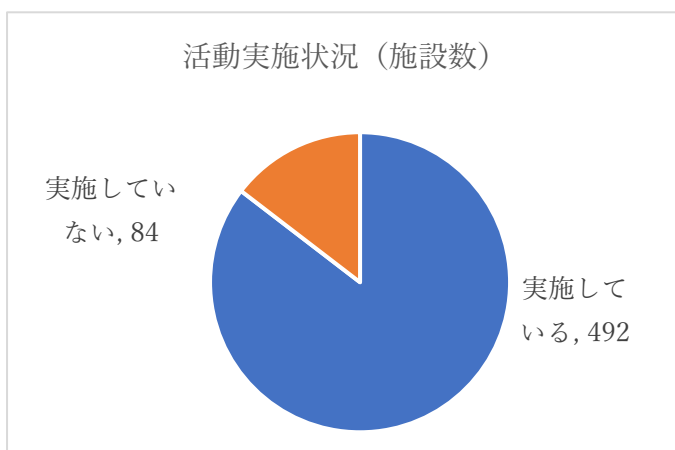
- 1 小・中学校、専門学校、大学などでの福祉教育・職場体験（39件）
- 2 地域住民向けの相談会や相談窓口の設置（35件）
- 3 施設開放（25件）
- 4 地域向け講座などへの専門職の講師派遣（21件）
- 5 地域イベントへの参画や人材派遣（19件）
- 6 当事者向けのボランティア体験プログラムや講座（10件）
- 7 災害時の受け入れや協定締結など（9件）

となっている。また、少数回答ではあるが、コミュニティバスの運行、鍵あずかり事業、学校の空教室を利用したデイサービスの運営、専門職による耳より情報（広報誌）の発行、活動者の出会いの場づくりなどがあり各法人や施設の専門性を活かした活動が展開されていることがわかった。

カ 実施していない理由（実施していない法人・施設のみ）

公益的な取組みを実施できていない施設において、実施できていない理由で最も多かったのが「人材不足」（45.3%）で、次に多かった理由が「業務多忙のため」（23.1%）となっている。この結果から考えられることは、昨今の各法人、施設が抱える課題である「福祉人材の不足」と関連しているのではないかということである。各法人・施設では人材不足の理由により、各施設職員の業務が多忙を極めている状態である。公益的な取組みの実施においては、各法人、施設の安定した運営と関連づいていると思われる。

平成29年4月に改正社会福祉法で社会福祉法人の責務として公益的な取組みが位置づけられたが、これらが明記される以前から、社会や時代の動向に合わせた取組みを地域住民とともに実施している法人や施設も多い。昨今の法人や施設が人材不足等の課題を抱える中、今一度振り返り、実践に向けた一步を踏み出していくことが大事である。



キ 新たな取組みについて

地域のニーズに沿った取組みを検討している法人や施設が多く、各施設の特性を活用した取組みとして世代間交流や居場所づくりが多い傾向にある。